

しょうがい しゃ ぎゃくたい ぼう し ぼう
「障害者虐待防止法」を知っていますか？

ぎゃくたい おも
“これって虐待かもしれない” と思ったら、



つう ほう
すぐに通報！

しょう かた ぎゃくたい う
障がいのある方が虐待を受けている・受けているかもしれないと
うたが だんかい はっけん つうほう ぎ む
疑いの段階でも発見したら通報する義務があります！

とくめい つうほう そうだん つうほうしゃ とくてい
※匿名での通報・相談ができます。通報者は特定されないように

じょうほう しんちょう と あつか がいぶ も たいおう
情報は慎重に取り扱いし外部に漏れることはないように対応し
ます。



おきなわ し しょう しゃ ぎゃくたい ぼう し
沖縄市障がい者虐待防止センター

おきなわ し やくしよ しょう ふくし か
(沖縄市役所 障がい福祉課)

ちよくつう
【直通】 098-939-7894 (へいじつ 平日 8:30 ~ 17:15)

だいひょう
【代表】 098-939-1212

【FAX】 098-939-7739

【E-mail】 skenriyogo@city.okinawa.lg.jp



おきなわし
沖縄市

「障害者虐待防止法」とは？

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう せいしきめいしょう しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ
障害者虐待防止法「正式名称：障害者虐待の防止・障害者

ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ
の養護者に対する支援等に関する法律」です。

へいせい ねん がつ しこう ほうりつ しょう かた
平成24年10月に施行されたこの法律は、障がいのある方の

そんげん まも もくてき
「尊厳を守る」ことを目的としています。

対象になる障がい者とは？

たいしょう しょう しゃ しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう
対象になる障がい者は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人、そのほか心身の障がいや社会的

しょうへき にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ こんなん えんじょ ひつよう ひと たい
障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人も対象になります。（18歳未満の人も、対象になります）

しょう しゃてちょう も ばあい ふく
※ 障がい者手帳を持っていない場合も含まれます。

しょうがい しゃぎゃくたいぼう し ほう か き しゅるい さだ
障害者虐待防止法は下記の3種類に定めています！

ようごしゃ ぎゃくたい 養護者による虐待



しょう しゃ み まわ せわ
障がい者の身の回りの世話
や金銭の管理等をしている
かた かぞく しんぞく どうきょにん ちじん
方（家族、親族、同居人、知人
等）による虐待

しょうがいしゃふくししせつ 障害者福祉施設 じゅうじしゃとう ぎゃくたい 従事者等による虐待



しょうがいしゃふくししせつ しょうがいふくし
障害者福祉施設 や 障害福祉
サービス事業所、障害児通所
支援事業所等で働いている
しよくいん ぎゃくたい
職員による虐待

しょうしゃ ぎゃくたい 使用者による虐待



しょう しゃ じょう
障がい者を雇用している
じぎょうぬし じぎょう けいえいたんとうしゃ
事業主、事業の経営担当者
その他事業の労働者に関する事項の事業主のための
こうい じこう じぎょうぬし
行為をする者からの虐待

虐待の行為について

身体的虐待 しんたいていきぎやくたい	☆身体に傷やあざができる暴力をする、理由なく身体を縛り動きの制限をしたりする。	性的虐待 せいいてきのやくたい	☆わいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせたりすること。
心理的虐待 しんりていきぎやくたい	☆脅す、侮辱するような言葉や態度等で精神的に苦痛を与えること ・ののしる、怒鳴る、悪口を言う ・こども扱いする ・わざと無視する ・「バカ」「あほ」など侮辱する言葉を使うなど	ネグレクト（放棄・放任） ほうき ほうにん	☆食事や排せつ、入浴・洗濯などの世話や介助をほとんどせず、生活環境や心身を悪化させること。 ・必要なサービス・医療を受けさせない ・不潔な環境で生活させる ・食事を与えない ・お風呂にいれない、汚れた服を着させるなど
経済的虐待 けいざいていきぎやくたい	☆本人の同意なしに財産を処分する本人のお金を勝手に使う、または本人の日常生活に必要なお金を渡さない。 ・障がいのある方の年金・工賃・給与などを渡さない ・勝手に財産や預貯金を使う ・日常生活に必要な金銭を与えないなど		

ここに書かれていないことでも、気になることがあれば相談・通報してください

しょう しょう しょう しょう しょう 障がい者虐待に気づく

虐待をしても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障がいのある方が
自らSOSを訴えることができない場合もありますので、小さな兆候を見逃さないこと
が大切です。

複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。

あくまでも、例示になります。

しんたいてきぎゃくたい ☆身体的虐待のサイン

- ☐ 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やミミズ腫れがみられる。
- ☐ 頭、顔などに傷がある、または回復状態がさまざまな違う傷がある。
- ☐ 身体に小さな傷や、火傷や火傷の跡がある。
- ☐ 急に、おびえたり怖がったりする。
- ☐ 「怖い」「いやだ」と施設や就労事業所等に行くのを嫌がる、または拒否する。
- ☐ 傷やあざの説明が矛盾している。
- ☐ 手を挙げると、頭をかばうような行動をする。
- ☐ 急に、不安がり、震える、おびえた表情をする。
- ☐ 突然泣き出す、自分で頭を叩く行動がある。
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し矛盾している。

せいいてきぎゃくたい ☆性的虐待のサイン

- ☐ 今までにない不自然な歩き方や座り方などに違和感がある。
- ☐ 肛門や性器からの出血や傷がみられる。
- ☐ 性器の痛み、かゆみを訴える。
- ☐ 急におびえたり、怖がったりする。
- ☐ 急に周囲のひとの体を触る行為や、ひわいな言葉を発するようになる。
- ☐ 急に人目を避ける行動や、一人で部屋に閉じこもるようになる。
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するなどをためらう様子がある。
- ☐ 眠れない、夢にうなされる。
- ☐ 急に性器を自分でよく触る行為をするようになった。

ためのチェックリスト

☆心理的虐待のサイン

- ☐ 身体を引っ掻く、噛みつくなど攻撃的な態度がみられるようになった。
- ☐ 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度な睡眠など。
- ☐ 怯えて体が萎縮する。
- ☐ 急に泣く、大声で叫ぶなどパニック症状を起こす。
- ☐ 食欲の変化が激しくなり、接触障害（過食・拒食）がみられる。
- ☐ 自傷行為がみられるようになる。
- ☐ 無気力になる、自暴自棄になる、無表情になるなどがみられる。
- ☐ 急な体重の増減がみられるようになる。

☆ネグレクトのサイン（放棄・放置・放任など）

- ☐ 異臭・見た目で不潔な状態がみられる。
- ☐ 部屋が不衛生で、ゴミが部屋の中に放置されている状態になる。
- ☐ ずっと同じ服を着て汚れている、不衛生なシーツに寝ている。
- ☐ 見た目が、食事をあまり与えられていないのか、よそでガツガツ食べる。
- ☐ 過度に空腹感を訴える、栄養失調がみて取れる。
- ☐ 病気やけがをしても家族が病院に連れて行かない。
- ☐ 学校に行かさない。

☆経済的虐待のサイン

- ☐ 年金や、就労の給与・賃金の収入はあるがお金がないと食事もしていない様子がある。
- ☐ 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- ☐ 年金や賃金をどう管理されているのか本人が知らない。
- ☐ サービスの利用料や生活費の支払いがされず滞納金が増える状況がある。
- ☐ 本人の年金・給与・賃金などの収入を親が管理し遊ぶお金に使ったりして本人の為に使われていない状況がある。

虐待の通報からの具体的な対応

おきなわししょうがいしゃぎゃくたいほうし
○沖縄市障害者虐待防止センター通報から対応の流れ
(フロー図)

ようごしゃ
養護者による虐待通報の対応の流れ

つうほう そうだん
通報・相談

ぎゃくたい う おも しょう しゃ はっけん もの
○虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者
しょう しゃほんにん
○障がい者本人



おきなわ ししょう しゃぎゃくたいほうし うけつけ
沖縄市障がい者虐待防止センター受付
つうほううけつけ き るく さくせい
○通報受付記録の作成



たいおうほうしん きょうぎ かいぎ
対応方針の協議（コア会議）

つうほうなど ないよう しょうさい けんとう しょうどうたいおう けってい
・通報等の内容を詳細に検討、初動対応の決定



じ じつかくにん ほうもんちょうさ あん び かくにん
事実確認・訪問調査（安否確認）

しょう しゃ じょうきよう ようごしゃ じ じつかくにん
障がい者の状況や養護者への事実確認

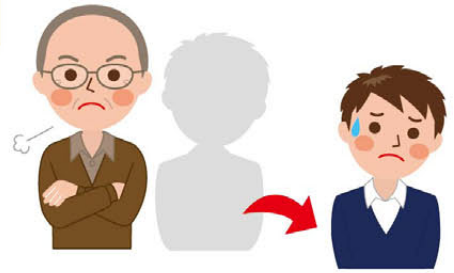


かいぎ ぎゃくたい はんだん きんきゅうせい はんだん
コア会議（虐待の判断・緊急性の判断）

「虐待される人」「虐待してしまう人」の 両方を救うために

障がい者の保護（養護者との分離）

障がい者の命などにかかわる緊急事態には、安全確保のために障がい者を施設などに保護し、虐待した家族など養護者から一時的に引き離します。さらに、状況に応じて障がい者と養護者との面会を制限することもあります。



障がい者への支援

障がい者を養護者から保護する必要がない場合でも、次のような支援が行われます。

- 地域で自立した生活ができるように居住の場の確保や就業の支援
- 適切な障害福祉サービスの利用を促進する支援
- 医療機関への受診が必要な場合、専門医の紹介などの支援



養護者への支援

障がい者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障がいへの知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障がいなど要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。



● 養護者が虐待者にならないために

〈介護の負担を軽くする〉

障がい者の短期入所など障害福祉サービスの利用で、養護者の障がい者介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

〈知識や技術を増やす〉

障害に関する介護への知識や技術不足が虐待につながるように、専門家の助言や指導によって、障がいへの正確な知識や情報などを提供する。

〈心のケアを大切に〉

カウンセリングの利用や家族会への参加などで精神的に追い詰められた養護者の心をいやし、家族関係の回復にもつなげていく。

〈状況に応じた専門的支援をする〉

病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。

福祉サービス事業者様へ

●障害者虐待防止に関する運営基準において、下記の3項目が義務となります。

①従業員への研修実施

②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

③虐待防止の為に責任者の設置

(注)虐待防止委員会の求められる役割

虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証、再発防止の検討等

●虐待防止について詳しくは下記の手引きをご参照ください。

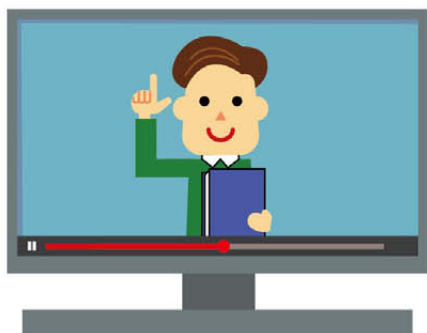
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
令和6年7月 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>



●沖縄市福祉サービス事業所職員向け研修動画

研修等にご活用ください。



<https://youtu.be/uHvSmJiUorg>

沖縄市役所 障がい福祉課

ねんどばん
2025年度版